

を言渡すことである其何れに於ても爲し得るとしたる理由は蓋し刑の執行猶豫中に現役満期若しくは召集解除等により刑の言渡を爲したる軍法會議の管轄内に居らざるか又は轉隊等の場合に於て然らざるを得ざることあるが故に斯く便宜に規定したのである

第三十條 前三條ノ判決及其ノ言渡ニ付テハ陸軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

解 本條は第二十七條以下の判決及其言渡に付き陸軍治罪法中の判決に關する規定を準用すとの規定である即ち右三條は何れも新設規定であるから陸軍治罪法中に之に關する規定がない即ち同法には只だ舊來の判決及其言渡に關する規定のみであるから之を準用すとして便宜を圖つたのである

第三十一條 軍法會議ニ於テハ證人鑑定人及通事ノ日當旅費其ノ他ノ給與ニ關シ刑法施行法第六十三條乃至第六十六條ノ規定ヲ準用ス但シ豫審判事受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ理事之ヲ行フ

解 本條は裁判上の給與方法を規定したのである證人鑑定人及通事の日當旅費等は該給與上の著しきものであるから茲に其一例を擧げたのである軍法會議に於て裁判を爲す場合にも尙ほ普通刑法施行法の規定を準用することにしたのは本法特に其規定を設くるの必要なしと觀察したからである而して其第六十三條乃至第六十六條は即ち之に關する規定である但し其中に之が決定を爲す機關が定められてあるが其は豫審判事受託判事又は裁判所となつて居る然るに若し其の規定を準用することすれば軍法會議に於ては頗る不便を感ずるのであるから其部分だけは準用せざることにし又其れを行ふべき機關を理事としたのである

附 則

本法ハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

解 此れは只本法を陸軍刑法施行の日より行ふこととしたるのみで別何等の意味なく即ち本法は改正陸軍刑法の運用規定であるから其改正法の行はれて始めて行はるればそれで可いのである加之改正陸軍刑法

附 則

五四

の施行せらるゝ日は本法公布の日まで豫め期知することが出来なかつたから之を改正法施行の日より施行すとしたのである従て本法も亦明治四十一年十月一日より施行せられた譯けである

改正陸軍刑法施行法釋義畢

明治四十二年三月十二日印刷
明治四十二年三月十五日發行

定價 上製七十錢
並製五十錢

郵稅 上製八錢
並製六錢

著 者 軍事警察雜誌社

東京市日本橋區龜島町一丁目三十九番地

發行兼印刷者 田 崎 治 久

東京市日本橋區三代町二十二番地

印刷所 明 昇 舍

電話 浪花三二九一番

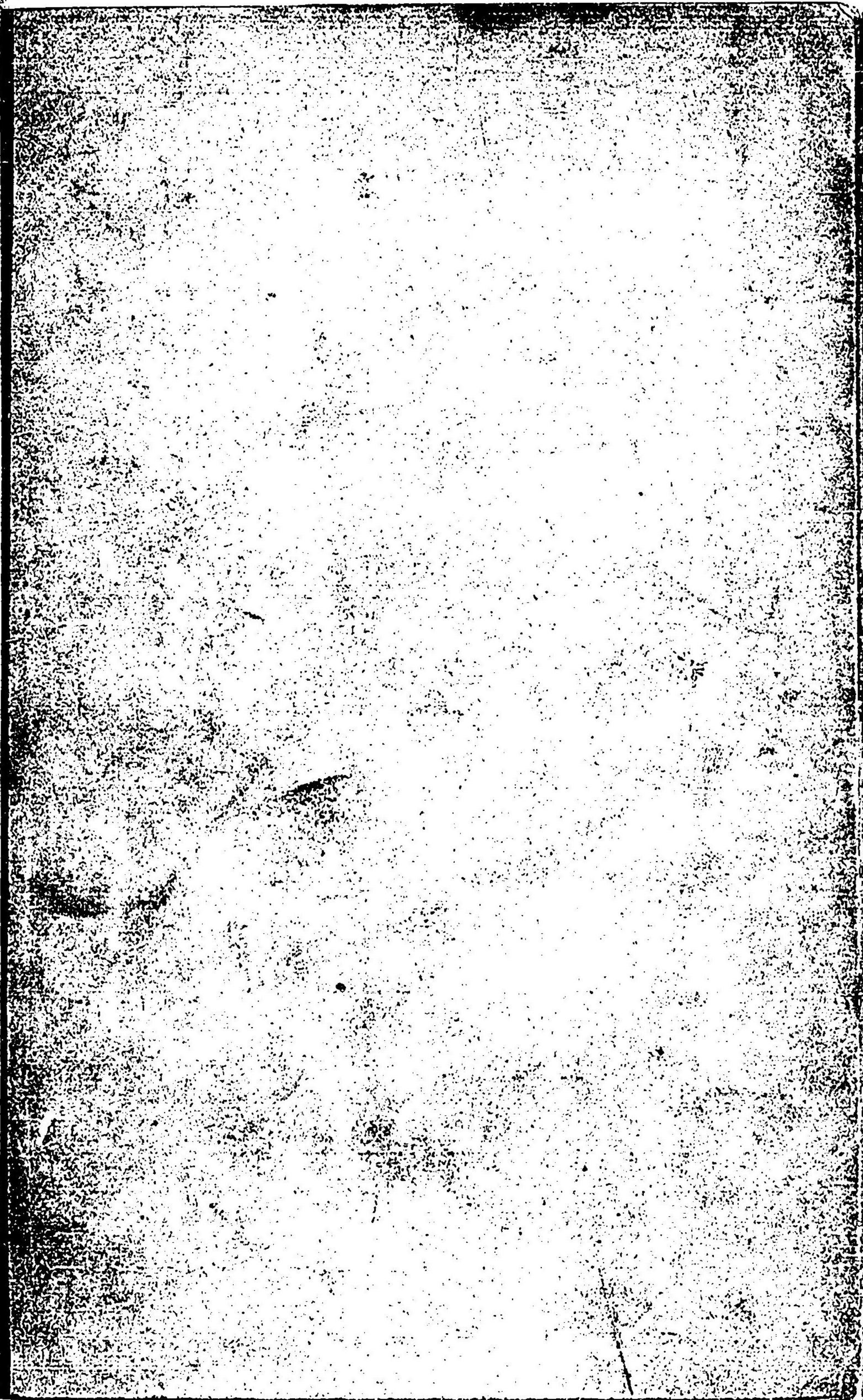
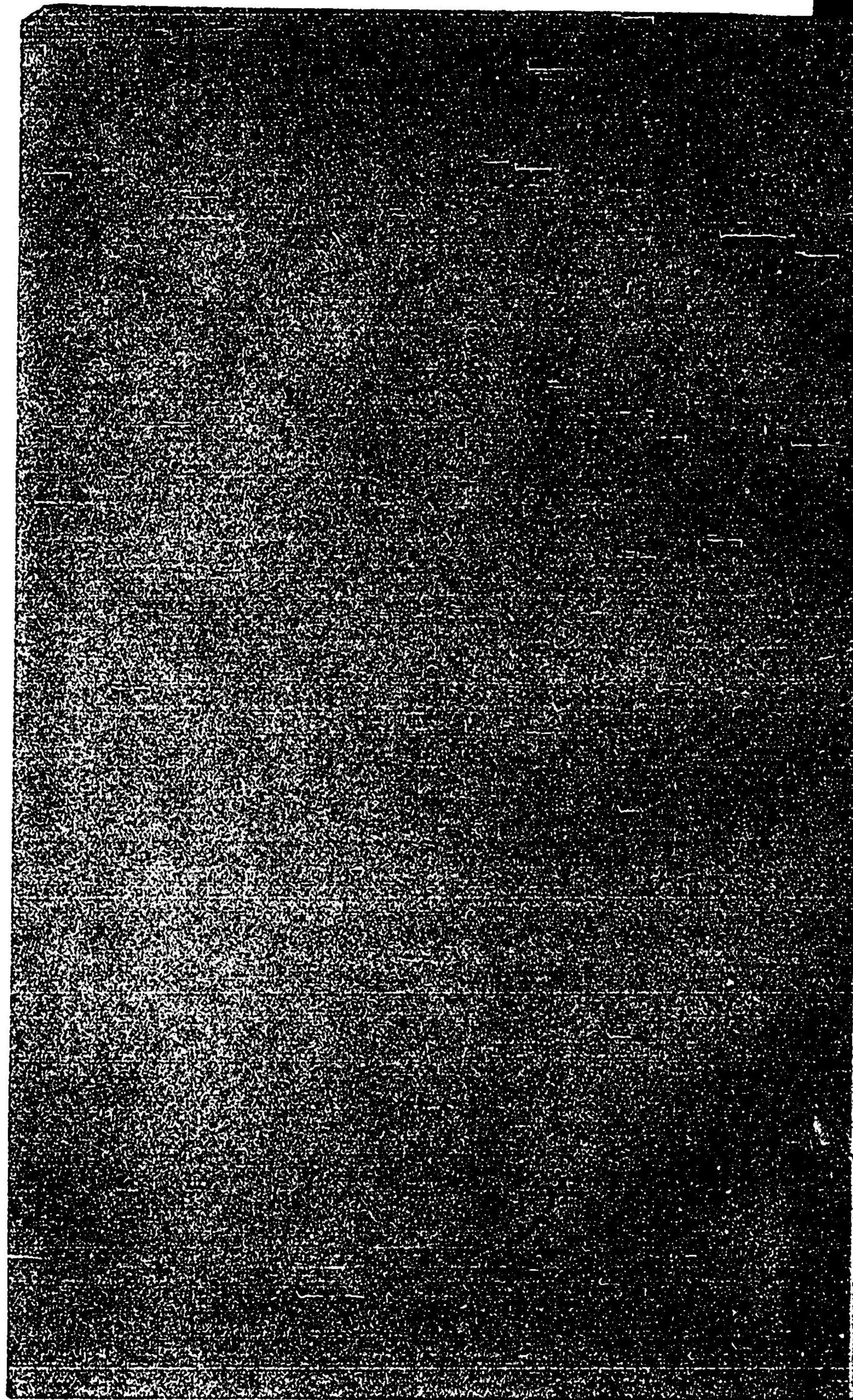
東京市日本橋區龜島町一丁目三十九番地

發行所

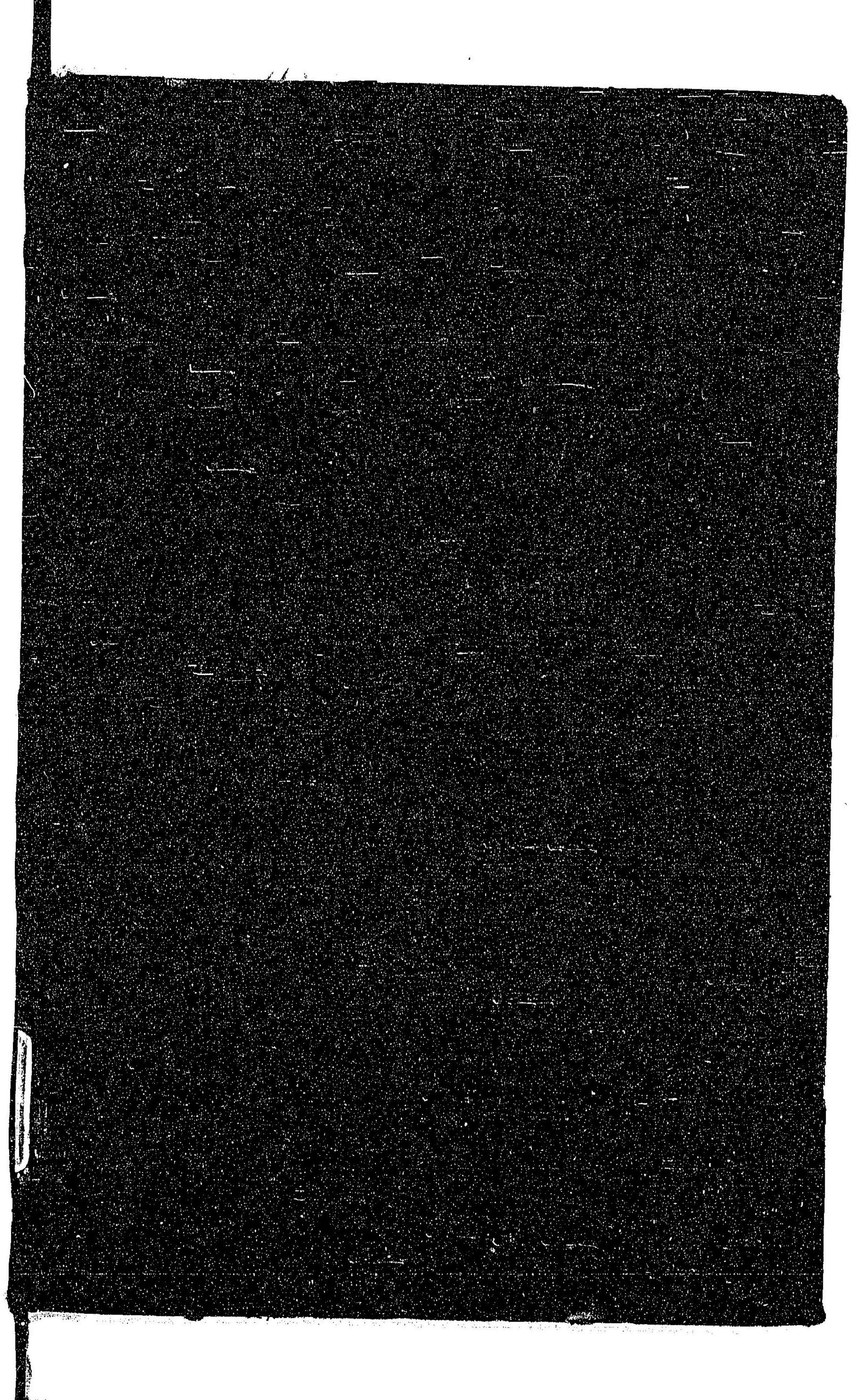
軍事警察雜誌社

電話 浪花三八五七番
振替口座東京一〇三六八番

91
191



191



91
191

036311-000-8

91-191

改正陸軍刑法正解

鷓沢 聡明/閱

M42

BBQ-0012

